仕様書

京都市建設局伏見土木みどり事務所

（担当：足立・今井　075-611-5371）

1　業務名

支障木撤去業務

2　業務の目的

本件は、普通河川天田川沿いの市有地に自生し、支障となっている樹木を撤去するものである。なお、地上部で伐採し、根株の撤去は行わない。

3　履行期間

契約締結の日から令和９年１月２９日まで

4　履行場所

京都市伏見区醍醐御陵西浦町　地内

5　業務範囲

「箇所図」及び「現況写真」のとおり

6　業務内容

・支障木撤去　別添写真のとおり

・発生材等の運搬処分

※本件は、伐採から積込み及び運搬、処分までを含むものとする。

7 留意事項

・見積書提出前に、必ず現地を確認すること。

・隣接する公園を作業に使用する場合は、公園施設等を損傷しないよう現状復旧することとし、地元に周知を要するため、本市監督職員と事前に協議すること。

・事前に建設局伏見土木みどり事務所の監督職員と施工時期、施工範囲及び施工方法について、打ち合わせのうえ、業務にあたるものとする。

・本件作業に先立ち、隣接土地所有者と現地立会を行い、伐採時期の詳細について打ち合わせを行うため同席すること。なお、作業範囲に置かれている私有物については、原則として隣接土地所有者が撤去作業を行う。

・業務完了後、速やかに作業完了報告書を作成し、作業前後の現況写真とともに提出すること。

・作業中、近隣住民からの要望、通行車両等からの苦情、事故の発生等があった場合は、速やかに監督職員に連絡しその指示に従うこと。

・業務実施者にかかる安全管理については、受注者の責任において行うこと。事故があった場合は、受注者の責任で解決すること。

８ 支払条件

業務完了後、履行場所（業務範囲）において適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

位置図（支障木撤去）



1 / 2500

伏見区醍醐御陵西浦

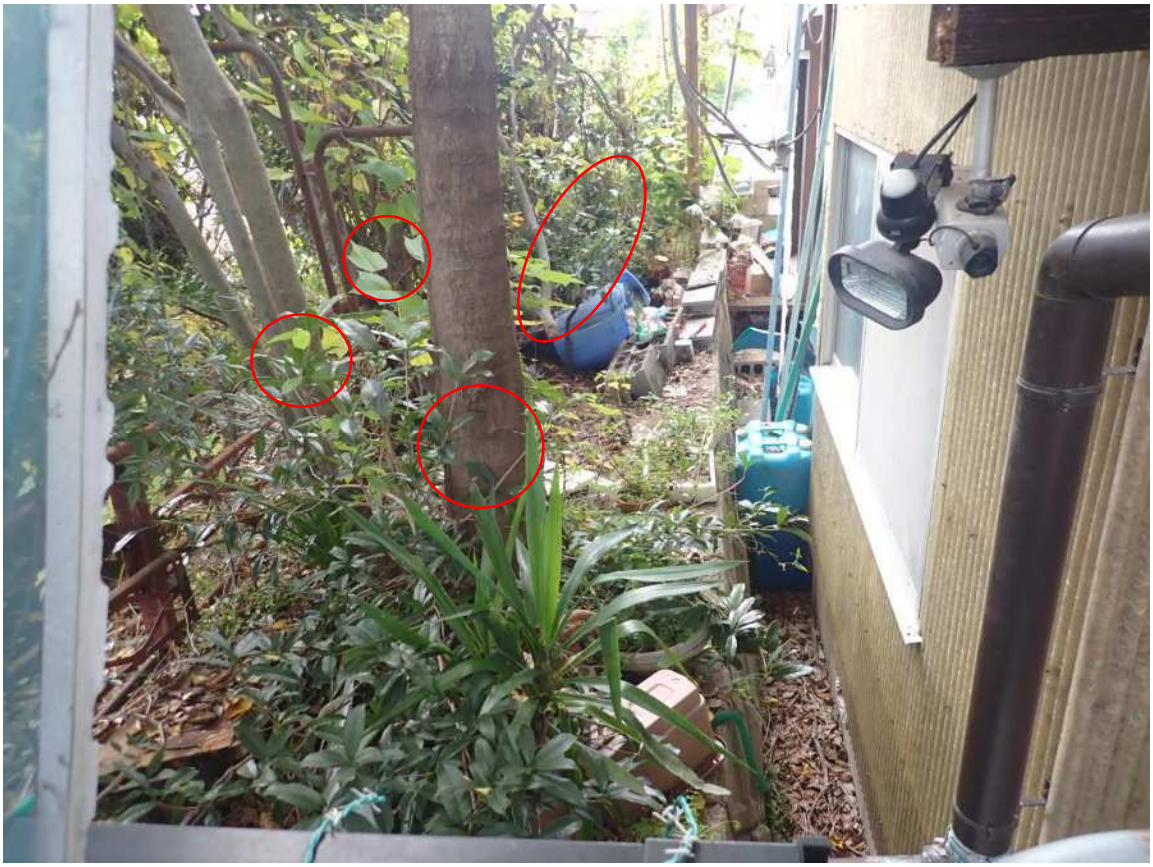
支障木除去（醍醐御陵西浦町）現況写真（１）





支障木除去（醍醐御陵西浦町）現況写真（２）





支障木除去（醍醐御陵西浦町）現況写真（３）



